

中央教育審議会 初等中等教育分科会  
幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会の設置について

令和 3 年 7 月 8 日  
初等中等教育分科会決定

1. 設置の目的

幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、初等中等教育分科会に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」（以下「特別委員会」という。）を設置する。

2. 委員等

- (1) 特別委員会の委員は、初等中等教育分科会長が指名する。
- (2) 特別委員会に委員長を置き、特別委員会の互選により選任する。
- (3) 委員長に事故があるときは、委員長が特別委員会に属する委員のうちからあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 特別委員会においては、必要に応じ、特別委員会の委員以外の者の協力を得ることができる。

3. 主な検討事項

- (1) 生活・学習基盤を全ての5歳児に保障するための方策
- (2) 各地域において幼児教育を着実に推進するための体制整備
- (3) 保護者や地域の教育力を引き出すための方策、保育人材の資質能力の向上といった幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図る上で必要な事項
- (4) その他

4. 設置期間

本特別委員会は、3. の主な検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

5. その他

ここに定めるもののほか、議事の手続その他特別委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が特別委員会に諮って定める。